

文教警察企業常任委員会資料



令和5年6月21日
企 業 局

I 令和5年6月県議会定例会提出報告書関係

- 令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書・・・・・・・・・・3ページ
【令和5年6月定例会議会提出報告書 別紙4】
- 令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費繰越計算書・・・・・・・・・・5ページ
【令和5年6月定例会議会提出報告書 別紙5】

II その他報告事項

- 次期指定管理候補者の選定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ページ

I 令和5年6月県議会定例会提出報告書関係

(別紙4)

令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明
						負担金	補助金	損益勘定 留保資金			
資本的 支出	建設 改良費	ダム施設整備事 業	577,919,000	129,283,602	429,060,000	0	0	429,060,000	19,575,398	0	事業主体において事業が繰越 しとなることによるもの。
資本的 支出	建設 改良費	古賀根橋ダム1 号予備発電機更 新事業	14,880,000	0	10,890,000	2,199,780	0	8,690,220	3,990,000	0	半導体不足の影響により、機 材の納品に日時を要したこと によるもの。
資本的 支出	建設 改良費	企業局ゼロカー ボンPR事業	7,603,000	678,700	6,457,235	0	850,000	5,607,235	467,065	0	半導体不足の影響により、電 気自動車の納品に日時を要し たこと等によるもの。
計		3件	600,402,000	129,962,302	446,407,235	2,199,780	850,000	443,357,455	24,032,463	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による営業費用の事故繰越額

(単位円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明
						補助金	企業債	自己資金			
事業費	営業費用	綾第一発電所（ 南機）水圧鉄管 塗装工事	124,435,000	38,000,000	76,503,802	0	0	76,503,802	9,931,198	0	現場への経路が被災し、その復旧に日時を要したことになるもの。
事業費	営業費用	綾川線18号鉄塔 基礎部法面対策 工事	34,110,000	12,556,000	18,835,494	0	0	18,835,494	2,718,506	0	現場への経路が被災し、その復旧に日時を要したことになるもの。
計		2件	158,545,000	50,556,000	95,339,296	0	0	95,339,296	12,649,704	0	

(別紙5)

令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費繰越計算書

(単位円)

款	項	事業名	継続費の 総額	令和4年度継続費予算現額			支払義務 発生額	残 額	翌年度通次 繰 越 額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次繰 越額に係る繰 越を要するた な卸資産の購 入限度額
				予算計上額	前年度通次 繰 越 額	計				補助金	建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金	
資本的 支出	建設 改良 費	綾第二発電所大規模改良事業	14,293,378,000	908,413,000	949,061,479	1,857,474,479	0	1,857,474,479	1,857,474,479	0	854,000,000	1,003,474,479	0
資本的 支出	建設 改良 費	渡川発電所発電設備一括更新工事	3,035,640,000	950,400,000	497,011,769	1,447,411,769	415,219,395	1,032,192,374	1,032,192,374	0	0	1,032,192,374	0
資本的 支出	建設 改良 費	田代八重発電所自動制御装置更新及び水車発電機精密点検工事	309,632,000	55,000,000	0	55,000,000	0	55,000,000	55,000,000	0	0	55,000,000	0
資本的 支出	建設 改良 費	石河内第一発電所接地型計器用変圧器取替工事	24,858,000	2,420,000	0	2,420,000	0	2,420,000	2,420,000	0	0	2,420,000	0
計		4件	17,663,508,000	1,916,233,000	1,446,073,248	3,362,306,248	415,219,395	2,947,086,853	2,947,086,853	0	854,000,000	2,093,086,853	0

次期指定管理候補者の選定について (一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設)

企業局総務課経営企画室

1 現在の管理運営状況について

(1) 施設の概要

- 施設名 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設
- 設置目的 県民の福祉の増進と地域の振興
- 指定管理者 株式会社モリタゴルフ
- 指定期間 平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間）

(2) 施設利用状況

(単位：人)

指 標	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	24,882	29,632	30,552	27,289

(3) 施設収支状況

(単位：千円)

内 容	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収 入(a)	93,289	102,814	105,903	97,933
うちコース利用料	57,202	68,279	70,373	66,204
支 出(b)	87,428	98,048	103,417	99,185
うち納付金	2,678	16,179	18,213	13,172
収支差額(a-b)	5,861	4,766	2,486	▲1,252

(4) 利便性やサービス向上、利用者増の取組

- ① 乗用カート台数の追加（現在約80台）
- ② お試しキャンペーンの実施
（新規もしくは1年以上利用がない方を対象に、1ラウンドをハーフ料金でプレイ）
- ③ ロングランコンペの実施

(5) 評価

- ① 施設の管理運営は適切に行われている。
- ② コースの改善に取り組んでいるほか、独自に乗用カートを追加導入するなど、利用者に対するサービスの向上に努めている。
- ③ 新規利用者等を対象にお試しキャンペーンを実施するなど、利用者の増加に向けて積極的に取り組んでいる。

(6) 課題

- ① 台風での冠水被害により、当該年度の収支が悪化している。
- ② サービスセンターが老朽化しており、全体的な改修が必要となっている。
- ③ レストランの売上は減少傾向にある一方、光熱費は上昇しており経営状況が厳しい。

2 次期の募集方針について

(1) 業務の範囲

- ① 施設の利用許可や料金の收受など施設の利用に関する業務
- ② 施設の維持及び保全に関する業務
- ③ その他施設の運営に関する業務

(2) 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

(3) 利用料金

施設に係る利用料金は、指定管理者の収入とする。

(4) 納付金額

基本納付金額 年額16,600千円（税別）

※今期と比較し年額300千円の増額

納付金の増額又は減額について

ア 基準収入額を上回った場合は差額の2分の1を基本納付金から増額

イ 基準収入額を下回った場合は差額を基本納付金から減額

(5) 募集概要

- ① 期間 7月6日～9月7日（2か月）
- ② 説明会 7月31日
- ③ 広報 県公報、県ホームページ、新聞・テレビ・ラジオ、経済団体の会報等

(6) 資格要件

- ① 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- ④ 県から、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- ⑥ 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑦ 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- ⑧ 国税及び地方税の滞納がないこと。

(7) 選定

① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査（9月中旬）	県（施設所管課）	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査（9月下旬）	外部委員のみで構成	書類審査を通過した応募者を対象に、各応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認（10月上旬）	県（施設所管部局及び指定管理者制度所管部局）	選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者（案）が異なっていないかを確認

※ 指定管理候補者選定会議の確認後、県が指定管理候補者を選定する。

② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	後藤田 幸也	弁護士
委員	高妻 和寛 倉永 良一 黒田 泰裕 大西 礼子	公認会計士 宮崎県ゴルフ場経営者協議会事務局長 中小企業診断士 施設利用者代表

③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	企業局長
副議長	副局長（総括）
委員	副局長（技術） 技監 総務課長 経営企画室長 総務部人事課行政改革推進室長

(8) 選定基準

- ① 住民の平等な利用が確保されること。
- ② 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- ④ 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理運営に関する能力を有するものであること。
- ⑤ 事業計画書の内容が、地域への貢献及び地域との連携を考慮したものであること。

(9) 審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
① 住民の平等な利用の確保	公の施設に関する基本認識	10
	局が示した管理の基準に対する理解及び対応	
	利用者の平等な利用に関する考え方	
② 公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者増への取組に関する提案	35
	○若者世代（概ね40歳まで）の利用促進のためのPR活動やその他具体的な方策 等	
	利用者サービスの向上に関する提案	
	○ゴルフカートについての考え方	
	○食事の提供についての考え方	
	○その他の独自の提案	
	施設・備品の維持管理の適格性	
	○ゴルフコースの管理についての考え方	
③ 経費の縮減等	○その他の施設・備品等	10
	利用者満足度把握や要望、苦情への対応、運営改善への反映	
④ 事業計画を確実に実施するための管理運営能力	業務遂行のための適切な経費の積算	35
	管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方、提案	
	継続的な安定した運営が可能な財政的基盤 （申請団体の概要・業務内容、実績、財務状況等）	
	事業計画及び収支計画の具体性、実現可能性	
	事業運営体制の確保	
	職員の能力育成（研修体制）	
	ゴルフ場及び類似事業の実績	
⑤ 地域への貢献等	安全管理、危機管理への対応（事故や災害等への対応）	10
	環境保全への対応	
	地域雇用、並びに地域経済への配慮	
合計	障がい者の就労支援への対応	100

3 スケジュール

6月7日	第1回指定管理候補者選定委員会 (第4期の実績検証、第5期の募集要領等の検討)
7月6日～9月7日	募集期間
9月中旬	指定管理候補者選定 書類審査
9月下旬	第2回指定管理候補者選定委員会による審査
10月上旬	指定管理候補者選定会議による確認
10月中旬	指定管理候補者の選定
11月定例県議会 議決後	指定管理者指定議案等の提出 指定管理者の指定
令和6年1～3月	基本協定の締結・業務の引継
令和6年4月1日	新指定管理者による業務開始